

## 議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長、箕輪研究員、小林(央)研究員及び小堀研究員より、「連結財務諸表原則」等との比較、「持分法に関する会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」からの改正点を示した、いわゆる新旧対照表案に基づき、専門委員会で検討している各会計基準の公開草案の文案につき説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 連結会計基準について全面時価評価法へ一本化される点について、部分時価評価法によることとされている持分法会計基準の取扱いと異なることになるが、このような点について何らかの議論がなされたかどうかという意見があった。事務局からは、平成9年の連結原則の改訂以降、大部分の企業が全面時価評価法を連結では採用しているということと、特段の不都合等があるといった議論は起きていない旨の回答があった。
- ・ 連結会計基準について、支配を判断する上で拒否権を考慮する事例が出てきたが、何らかの検討をしたかどうかという意見があった。事務局からは、拒否権については以前検討した際には様々なケースがあり画一的に定めることは実務への影響が大きく難しいとされた旨の回答があった。
- ・ 連結会計基準第22項(1)及び第60項について、支配獲得日の時価によるとされているが、その後の会計処理や関連会社の場合について記載されていないのではないかという意見があった。事務局からは、連結会計基準第18項のとおり、連結会計基準に定めのない事項については企業結合会計基準等に従うこととなる旨の回答があった。
- ・ 持分法会計基準第26-2項及び第26-3項について、連結原則注解10における連結剰余金の会計処理についても記載したほうが良いのではないかという意見があった。事務局からは、今後、検討する旨の回答があった。
- ・ 連結会計基準第60項について、段階取得の場合、個別財務諸表上も損益が計上されることとなるのか、「原則として」の意味するところは何か、個別財務諸表上も損益が計上される場合には税負担の問題や株の評価益の計上との関係があるため、慎重に判断すべきという意見や、税効果の取扱いを検討する必要があるのではないかという意見があった。事務局からは、これらについては今後、検討する旨の回答があった。

以上